

経営者のための法律相談Q&A その68

プライバシーポリシー

1 プライバシーポリシー

整法律事務所においては、最近、法律顧問先である企業経営者のみなさまから、「プライバシーポリシーを作って、ホームページに掲載せよ」と考えているのですが」といった相談を、よくお受けするようになりました。

そういえば、近年、WEBで会社情報をネットサーフィンしてみても、ホームページ等において、プライバシーポリシーを公表している会社がとても多くなってきたように感じます。

もともと、このプライバシーポリシー、個人情報保護法等の関連法令によっても、明確に定義されているわけでもありませんし、その策定や公表は法的義務であるとも言えません。

そうであるにもかかわらず、プライバシーポリシーを策定し、公表している会社が一般的になってきたのは、どういった背景的事情があるのでしょうか。



2 個人情報に対する個人の権利意識の高まり

言うまでもなく、情報ネットワーク社会の進展などにより、個人情報に対する個人の権利意識は、高まってきました。

本当に身近な例ですが、学校においては、クラス連絡網の名簿は姿を消し、商業施設に対しては、不用意に自分の名前や住所、電話番号を提供することを躊躇するようになりました。

これと歩調を合わせ、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」個人情報保護法は、数次の見直しを経て、個人の権利利益をより強く保護する方向への改正が重ねられてきました。

会社にとって、このような個人情報保護法等の関連法令を遵守するため、個人情報の取扱いに関する手続等を含む個人情報保護に関するコンプライアンス体制を構築し、実践していく必要性は、今後、ますます高まっていくでしょう。

個人情報保護に関するコンプライアンス体制を構築しなかった、あるいはそこに構築したけれども不徹底があっ

たことにより、個人情報の漏えいや不正利用などの事案が発生した場合には、より厳しい非難を受けることになりました。

プライバシーポリシーの不備のため、多数の一般消費者からの批判が殺到し、ネットで大炎上、ニュースで報道され、会社の信用が大きく毀損した事件もありました。



3 プライバシーポリシーの策定

ただし、プライバシーポリシーを策定することは、個人情報保護法等の関連法令を遵守するため、個人情報の取扱いに関する手続を含む個人情報保護に関するコンプライアンス体制を構築し、実践していくための手段にすぎません。

個人情報保護法等の関連法令を踏まえ、それぞれの会社の特性に応じて、いかに個人情報の取扱いに関する手続を含む個人情報保護に関するコンプライアンス体制を構築し、実践していくかを検討した上で、名宛人に分かり易い方針文書としてプライバシーポリシーに落とし込んでいくことにより、名宛人からの信頼を確保することができると考えます。



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0025
東広島市西条中央7丁目三番三五号
東広島商工会議所会館3階
☎493-7100 ☎493-7101
弁護士 福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子
加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織・丸電日出和・大橋真人・小松真優